

第6号 曾於北部土地改良区 畑地かんがいだより

発行 曾於北部土地改良区（平成28年11月発行）
〒899-4192
鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地
（曾於市役所財部支所内）
TEL & FAX 0986-72-0455
緊急時 080-4278-0455
080-4280-0455



（平成27年10月29日：食農教育支援活動における農業用ダムの見学会：末吉小学校4年生）

もくじ

理事長あいさつ・・・・・・・・・・表紙	平成26年度 地区・組合・経理の状況・・P2	器具の紹介と選び方のコツ・・・・・・・・P6
第6回通常総代会開催・・・・・・・・・・P1	組合員の皆さまへ・・・・・・・・・・P3～P5	畑かん水利用者をたずねて・・・・・・・・P7
畑地かんがい用水施設設置及び管理規程の改定・・P1	便利な簡易散水器具の紹介・・・・・・・・P5	谷川内ダム等の施設見学について・・P7
平成26年度決算・平成28年度予算について・・P2	散水器具の設置について・・・・・・・・P6	

理事長あいさつ 池田 孝

広報「畑地かんがいだより」第6号の発刊にあたり、ご挨拶申し上げます。組合員の皆さまには、平素より曾於北部土地改良区の管理運営等に特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年1月には40年に一度という記録的な大寒波により、県内でも甚大な農業被害が発生しました。曾於北部地区においても、散水器具の凍結による破損が多数発生しましたが、現地調査の結果、破損したほとんどが凍結防止対策が不十分でありました。このような事態を防ぐためにも、水利用者の皆様には、散水器具の適切な管理をされますようお願い致します。

さて、近年の農業を取り巻く情勢は、農家の高齢化や後継者不足による労働力の減少と、農業所得の低迷等の問題があり、大変厳しい状況の中、TPPが大筋合意されるなど、国際化がますます進展しており、競争力の強化が強く求められています。

このような状況を打開するために、付加価値の高い作物を安定的に生産し、所得向上を実現するためには、畑かんはなくてはならないものです。

この曾於北部地区では県営事業の進捗により、通水可能面積は平成27年度末時点で全体面積の約20%である386 haまで拡大されております。今後も順次拡大していき、早期の全面通水を目指しておりますので、皆様におかれましては、ぜひ有効に利用していただきたいと思います。

一方、県内の農業農村整備事業予算は28年度においても依然厳しい状況のようでありますので、各関係機関と一体となり必要な予算の確保等、要望していきたいと考えております。

当区は今年1月で設立5周年を迎えました。今後とも地域農業の発展のため、土地改良区の運営並びに、土地改良施設の適正な維持管理に役職員一体となって努めてまいり所存ですので、組合員の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

第6回通常総代会を開催

平成28年3月29日（火）午前10時から末吉総合センターにおいて、第6回通常総代会が開催されました。開催宣言に続き、理事長によるあいさつ、来賓の曾於畑地かんがい農業推進センター所長、鹿児島県土地改良事業団体連合会曾於支部長より祝辞を賜り、議長に財部町の柳田敏美総代を選出して議事に入りました。提出した2報告と13議案について慎重に審議され、全て原案のとおり承認可決されました。

議決事項

- 報告第1号 平成27年度収支補正予算の専決処分について
- 報告第2号 平成27年度収支補正予算の専決処分について
- 議案第1号 平成26年度事業報告の承認について
- 議案第2号 平成26年度収支決算の承認について
- 議案第3号 平成26年度財産目録の承認について
- 議案第4号 平成28年度事業計画（案）の議決について
- 議案第5号 平成28年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について
- 議案第6号 平成28年度役員報酬及び費用弁償の議決について
- 議案第7号 平成28年度一時借入金の最高限度額の決定について
- 議案第8号 平成28年余裕金預入先金融機関の決定について
- 議案第9号 平成28年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法について
- 議案第10号 平成28年度加入金の額の議決について
- 議案第11号 平成28年度収支予算（案）の議決について
- 議案第12号 曾於北部土地改良区定款の一部改正について
- 議案第13号 曾於北部土地改良区畑地かんがい施設設置及び管理規程の一部改正について



畑地かんがい用水施設設置及び管理規程の改定がありました

①畑地かんがい施設の休止について

新	旧
休止が認められる事例 1. 営農上の都合により畑地かんがい給水を利用しなくなった場合 ※1 ・休止した場合の賦課金について 当該年度を賦課の対象とし既納分も還付しません。 休止後1年間は施設の利用はできません。	休止が認められる事例 1. 病気等により営農ができなくなった場合 2. 農地転用等により受益地から除外となった場合 ・休止した場合の賦課金について 月割り計算により算出。 休止後の取決めは無し。

・施設の休止には土地改良区への届出が必要です。

※1 営農形態の変更等によるものなど・・・例）茶→露地野菜等への作物を変える。

②水利用場所の変更について

新	旧
水利用場所の変更 届出により可能	水利用場所の変更 一切認めず

・連作障害等作付けの関係で給水開始している土地から給水開始していない土地への変更をしたい場合土地改良区への届出により認められるようになりました。

③給水の停止

新	旧
土地改良区が行う給水の停止 1. 賦課金滞納から完納するまで 2. 用途外使用が判明したとき 3. 水利用管理組合要綱に違反したとき 4. 無届け等による水利用が判明したとき	土地改良区が行う給水の停止 1. 賦課金滞納から完納するまで 2. 利用者が所在不明でかつ使用がないとき 3. 使用中止の状態で将来使用の見込みがないとき 4. 無届け等による水利用が判明したとき

・畑地かんがい以外での使用などが発覚した場合は強制的に給水を停止いたします。

また、無届けで水利用した場合は、当該年度分の賦課金を請求します。

平成26年度 収支決算

一般会計収入の部

款 項	予 算 額
1. 土地改良事業収入	5,367,169
2. 補助金等収入	19,700,000
3. 雑収入	62,660
4. 借入金収入	0
5. 繰入金	4,902,000
6. 繰越金	1,202,491
収入合計	31,234,320

一般会計支出の部

款 項	予 算 額
1. 土地改良事業費	13,213,319
2. 一般管理費	6,904,248
3. 借入金返済支出	360,110
4. 負担金等	7,631,916
5. 積立金繰出金	1,800,000
6. 予備費	0
支出合計	29,909,593

積立金状況	25年度末	26年度	26年度末
施設等維持管理積立金	1,391,260	1,202,276	2,593,536
職員退職給与積立金	1,388,329	598,088	1,986,417

平成28年度 収支予算

一般会計収入の部

科 目	予 算 額
1. 土地改良事業収入	13,604,000
2. 補助金等収入	32,399,000
3. 受託料収入	428,000
4. 雑収入	74,000
5. 借入金収入	9,780,000
6. 繰入金収入	3,000
7. 繰越金	860,000
収入合計	57,148,000

一般会計支出の部

科 目	予 算 額
1. 土地改良事業費	30,219,000
2. 一般管理費	4,802,000
3. 借入金返済支出	1,567,000
4. 負担金等	19,608,000
5. 積立金繰出金	682,000
6. 予備費	270,000
支出合計	57,148,000

平成26年度 地区・組合員・経理の状況

1. 地区

(単位：ha)

地区名	年度別地積	前年度末地積	本年度末地積	比較増減	本年度賦課地積
曾於北部地区		2,052	2,052	0	9.5

2. 組合員

(単位：人)

選挙区別	年度別員数	前年度末	本年度末	比較増減	附 記
財部町（第1区）		1,545	1,527	△18	担い手への農地集積 による組合員数の減
末吉町（第2区）		1,698	1,517	△181	
大隅町（第3区）		671	667	△4	
合 計		3,914	3,711	△203	

3. 借入金（農業基盤整備資金）

(単位：円)

工事名	借入先	借入年月日	利率	借入金総額	償還期限	該当年度償還元金	該当年度償還利息	償還累計額	未償還額
第1曾於北部1期	日本政策金融公庫	H26.3.26	1.05%	1,715,000	H36.1.25	163,552	15,097	178,649	1,551,448
第2曾於北部1期	日本政策金融公庫	H26.3.26	1.05%	1,742,000	H36.1.25	166,126	15,335	181,461	1,575,874
第2曾於北部	日本政策金融公庫	H27.3.25	0.75%	4,902,000	H37.1.25	0	0	0	4,902,000
計				8,359,000		329,678	30,432	360,110	8,029,322

4. 賦課金（納入・滞納状況）

(単位：円)

賦課金種目	年 度	調定額	徴収済額	未収額	徴収率
運営賦課金	平成26年度	434,310	434,310	0	100%
特別賦課金	平成25年度	1,601,000	1,601,000	0	100%
	平成26年度	3,058,110	3,058,110	0	100%

組合員の皆さまへ

水利用について

※用紙は曾於北部土地改良区にあります。

水利用したい方は使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に、提出してください。

提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しします。

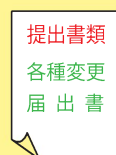
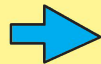
また、申請された畑には『水利使用許可標』を設置しています。

※無断での水利用は組合員の方でも盗水となり当該年度分の賦課金を請求します。

変更等について

※下記のいずれかが発生したら届出が必要になります。速やかに届出してください。

1. 給水目的の変更（普通畑からハウスへ変更など）
2. 利用者の変更
3. 水使用場所の変更
4. 休止・廃止（当該年度分を賦課の対象とし、その後1年間は施設の利用はできません）



※用紙は改良区にあります。

給水の停止について

※利用者が下記のいずれかに該当する場合は、給水を停止します。

1. 賦課金を滞納した場合完納するまで。
2. 用途外使用が判明した場合。
3. 水利用管理組合要綱に違反した場合。
4. 無届け等による水利用が判明した場合。（当該年度分の賦課金を請求します。）

賦課金について

① 賦課金の基準

種 別	10 a 当り年間	許可標テープ色
普 通 畑	3,600 円	
ハ ウ ス	6,000 円	
茶 畑	12,000 円	テープ無

② 賦課期日並びに納入期限

賦課基準日	毎年 4 月 1 日
賦課期日	11 月 1 日
納入期限	11 月 31 日
口座振替	11 月 1 日

③ 賦課金納入には口座振替をご利用ください。

- 口座振替が可能な金融機関 - ※口座振替の手続きは土地改良区まで！

- | | | |
|-----------|----------------|--------------|
| 1. 鹿児島銀行 | 2. J A グループ鹿児島 | 3. 鹿児島信用金庫 |
| 4. 南日本銀行 | 5. 鹿児島相互信用金庫 | 6. 九州労働金庫 |
| 7. 奄美信用組合 | 8. 奄美大島信用金庫 | 9. 鹿児島興業信用組合 |

組合員の皆さまへ

この許可標がある給水栓のみ水利用ができます。



それ以外での水利用は盗水となり賦課金を請求します。

施設の管理について

- ・利用者は、善良な注意義務をもって畑地かんがい施設を利用又は管理し、利用者が誤って施設を破損した場合は速やかに届出を行うとともに適切な処置（復旧）をしなければなりません。

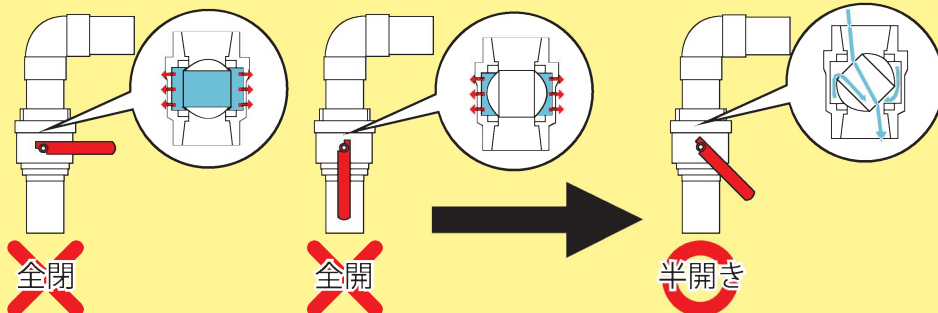
※この時の修繕に要する費用については水利用者（原因者）の負担となります。

凍結による畑かん施設の破損に注意してください。（今年1月はボールバルブの破損が多数ありました）

- ・ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。



※水抜きは行っていたが、ハンドルを全開にしていたため、ボールバルブ内の水が凍結による膨張によって破損した。



※その他にも給水施設の水抜きをしなかったことが原因で漏水した例です。



フィルターの破損



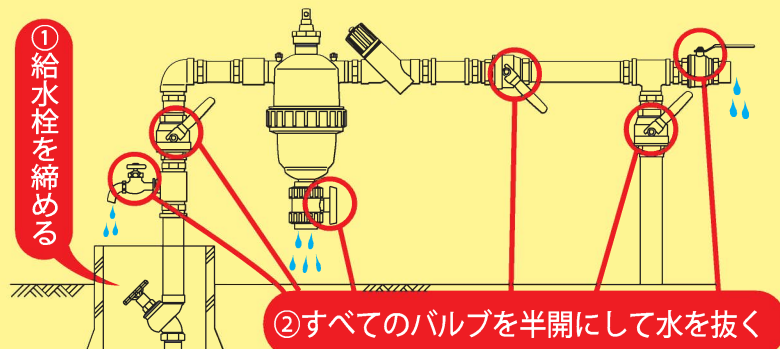
圧力調整弁の破損



給水栓の破損による漏水



※冷え込む時期は使用後に必ず水抜きをしてください。



※さらに施設を保護してください。



組合員資格得喪通知書の提出について

畑かん地区内の農地に移動や組合員(耕作者)に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権（売買・相続等）・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入、除外



提出書類
組合員資格
得喪通知書

※用紙は土地改良区
にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

茶の防除散水（クワシロカイガラムシ等）について

クワシロカイガラムシ等の防除散水については、散水コントローラを用いることとし、次の条件を遵守すること。

- (1) 防除散水を行う場合は、事前に曾於北部土地改良区へ届け出る。
- (2) 散水方法は、タイマー散水による10分間散水後20分間止水を目安にこれを繰り返すこととする。
- (3) 散水時間は、概ね12時間程度とする。
- (4) 散水は原則として、第1～第3世代孵化期のいずれか1つに7日間連続で行うものとする。
(第1世代幼虫孵化期5月、第2世代幼虫孵化期7月及び第3世代幼虫孵化期9月に分散する)

便利な簡易散水器具の紹介

防除用水導入ホース



手元で開閉
できます

(32A・5m) ホース長増減可能

ホームセンターで材料を購入して設置した例



洗浄ホースに
家庭用ホースを取付



給水栓に
25mmホースを取付

洗浄ホース

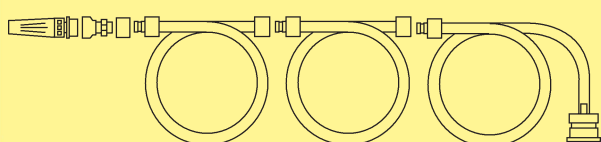


φ20×10m



(10m洗浄ホース付)

※ホースが長くなる場合は分割も出来ます。



水道用蛇口

(蛇口13mm)



鋼管L

選択
できます



鋼管S

散水器具の設置について

畑かん散水器具が約 2 割の負担で設置できます！

県営事業実施期間中であれば、約 2 割の自己負担で散水器具を設置することができます。
県営事業が完了すると補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。

(※給水栓の設置も事業完了後には自己負担での設置となります。)

県営事業（補助事業）の完了間近の地域があります。申込はお急ぎください！

町 名	地 域	※概ねの地域を標記しています。 該当する地域の確認は曾於北部土地改良区 までお問い合わせください。
財部町	大峯 倉掛 正部 谷ヶ峰 水ノ久保	
末吉町	蓑原 柳井谷 南柳井谷 堂園 国原	

上記地域では、県営事業の完了工期が近づいているため、早めの工事申込をお願いします。
 また、事業工期（補助対象期間）は地区によって異なりますので、下記の表をご確認のうえ
 早めの申込をお願いします。

※ 事業期間はあくまでも平成 28 年 4 月時点での予定です。

対象地区	主な受益地 ※①	期 限	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第一曾於北部 1 期	財部町 水ノ久保・正部 谷ヶ峰・倉掛	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第一曾於北部 2 期	財部町 大川原・高塚・桐原	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第二曾於北部 1 期	財部町 上十文字・中谷 溝ノ口・浦興禅寺	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第二曾於北部 2 期	財部町 下十文字・宇都	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第三曾於北部 1 期	末吉町 柳迫・国原・新原・堂園 蓑原・柳井谷・南柳井谷	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第三曾於北部 2 期	財部町 田平・七村 末吉町 胡麻・中尾谷 大隅町 中之内・馬渡	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第四曾於北部	財部町 板越・壱比野・馬立・柿木 末吉町 小倉・外園・五位塚 大隅町 川床	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→
第五曾於北部	財部町 帯野・上村・大迫 末吉町 棚木・口井木 大隅町 西原・坂元・梶ヶ野・榎木段	申 込 事 業	→	→	→	→	→	→

※① 受益地について詳しく知りたい方は土地改良区まで問い合わせください

散水器具の紹介と選び方のコツ

	特 徴	補足事項	よくある使い方	県営事業の場合の自己負担額
	・畑の形状に合わせて設置できる	・ 30 a 畑で 4 基～3 基を設置	・ 播種直後に設置し、収穫直前に撤去（一作固定）	・ 30 a 畑（標準 4 基）設置 概ね 14 万円
	・ 器具の設置回収の手間なし ・ 畑の中央線上に設置する場合はレインガンとあまり差がない	・ 固定式のため移動できないので 借地には設置しにくい。 ・ 畑の両側の畦に設置する場合は 割高	・ 定流量自動停止弁 （開栓するだけ）で散水	・ 30 a 畑の中央線上に設置 の場合（標準 4 基） 概ね 17 万円
	・ 移動は軽量で設置も容易	・ 丈のある作物は × ・ 風のあるときは × ・ 撤去はホース内の水をだして からでないと巻けない ・ 撤去はそれなりに労力必要	・ 播種、定植前の基礎水丈の 低い作物の初期の散水に適している	・ 30 a 畑概ね 15 万円 （濾過機（ストレーナー）含む）
	・ 複数の畑に交互に散水するのに 適している ・ レインガンと比べ設置回収 の手間が軽減 ・ 複数枚使用で畑 1 箇所あたりの 器具コストは小	・ 30 m × 100 m の畑で効率 がよい ・ 軽トラで移動 ・ 大人 2 人での設置回収が効果 的	・ 30 a を 6～8 時間で散水 ・ 夏場は朝方 1 回、夕方から 1 回の合計 2 回	・ 1 台で概ね 30 万円 （60 a 以上が県営事業の補助条件）

畑かん水利用者をたずねて

・水利用者の紹介

今回は、末吉町の長野さんのところへおじゃましました。

長野さんは、45年以上前からハウス栽培をしており、過去には同じ苗で3年間ナスの栽培を続けたこともある達人です。また、鹿児島県の『畑かんマイスター』として委嘱されており、関係機関・団体と共に、畑かん営農の推進に取り組まれています。

長野さんは、約45aのハウスでトマト、きゅうり、ナス、ピーマンなどのハウス野菜と、約74aの露地でスイートコーン、ミニトマト、きゅうりなどを生産していて、そのすべての作物で現在水利用をしています。



長野 千治さん

・畑かん施設をどのように利用していますか？

ハウス栽培では、チューブやマイクロスプリンクラーによる補給かんがいとしての利用が多いです。露地に関してもチューブによるかん水として利用しています。

・畑かんの魅力はなんですか？

ハウス栽培にとって水は必要不可欠であるため、いつでも水を使えるという安心感をもって仕事ができます。水の安定供給により、農産物の品質と収量が上がり収穫期間も1ヶ月ほどのび、また計画的な出荷もできています。

・これからの畑かんについて・・・

給水栓を開ければ、いつでも水利用ができることに感謝の気持ちを忘れず、沢山の方々に利用して頂き、より良い農産物を作ってもらえたらと思います。

また、限りある資源を少しでも長く利用できるように意識して使用していきたいです。

・ご協力ありがとうございました。

長野さんはのほ場には、毎年500人の方が『野菜の収穫ツアー』で訪れており。中には何度も参加するツアー客もいるそうです。

出荷先についても市場だけではなく、道の駅や24時間営業の大手スーパーなどにも納品しているそうです。これからもお元気で頑張ってください。

谷川内ダム等の施設を見学しませんか

曾於北部土地改良区では、畑地かんがい事業の説明や谷川内ダムの見学を受け付けています。ご希望によりダム等の案内だけではなく、通常は見ることの出来ないダム操作室やダム堤体監査廊(地下トンネル)等をご覧いただくことも出来ます。

ご希望の方は、曾於北部土地改良区までお問い合わせください。



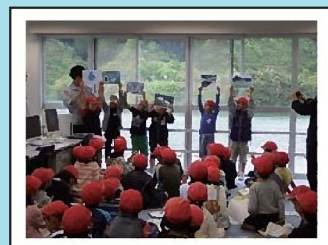
曾於市観光ツアーの皆さま



曾於高校の皆さま



日光さわやか会の皆さま



財部小学校の皆さま

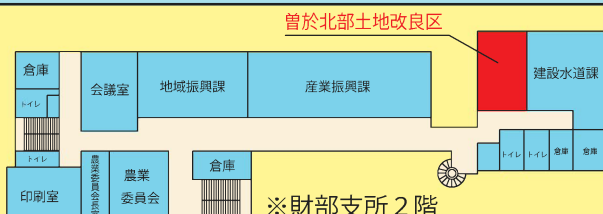


曾於北部土地改良区

TEL&FAX: 0986-72-0455

〒889-4192

鹿児島県曾於市財部町南俣11275番地
(曾於市役所財部支所内: 2階)



曾於北部土地改良区

※財部支所 2階